

審議会等の会議録

会議の名称	平成26年度 第8回座間市市民協働推進条例検討委員会		
開催日時	平成26年8月20日（水） 午後3時から5時まで		
開催場所	市役所5階 第1会議室		
出席者	小池秀司（委員長）、久住剛（副委員長）、長野基、西村弘、小野田順子、横谷光男、横田登美子、遠藤春海、市川智、小林智之、萩原富美男		
事務局	市民部市民協働課（大矢担当課長、山本主幹兼係長、南山主査）		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴人数	0 人
議題	条例案、前文案のまとめ及び規則案の検討		
資料の名称	【資料】 ① 会議次第 ② 前回会議録 ③ 前文案、条例案 ④ 規則案 ⑤ 座間市民活動サポートセンター設置運営要綱		
会議の内容	◇次第 1 開 会 2 委員長あいさつ 3 議 題 (1) 条例（案）のまとめ (2) 規則（案）の検討 4 閉 会		

<p>会議の内容 (会議次第及び 発言要旨等)</p>	<p>◇議題</p> <p>(1) 条例案のまとめ</p> <p>事務局より、条例案についての説明がありました。</p> <p>委員長より、条例案について、委員に意見を求めたところ、以下のよう な意見が出されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例第2条第3項第3号の「地縁による団体」についてですが、「地縁による団体」は自治法で使用されている用語ですので、別の表現にした方が良いと思います。地方自治法では法人格を持った地縁団体(だけ)を指し示しています。普通の任意団体としての自治会等をすべて含めたいならば、地縁のよる団体という言葉を使わない方がいいのではないのでしょうか。たとえば、「自治会等」とするのはどうでしょうか。 ・「自治会等」として、前回までの定義「一定の区域に居住している市民で構成され、地域の課題の解決に向けて活動する団体」という形ではどうでしょうか。 ・「地域活動団体」という言い方はどうですか。 ・普通の市民団体を連想してしまうでしょう。 ・具体的には、自治会以外では何を指すのですか。 ・婦人会、青年会、子ども会などが考えられます。 ・「地縁団体」で良いのではないのでしょうか。「地縁団体」の考え方として地域の人じゃないと入れない、従来は半強制で入っていたような団体を示しているのではないですか。 ・認定の有無にかかわらず、「地縁団体」として、定義を元に戻すことにします。 <p>(2) 規則案の検討</p> <p>事務局より、規則案の説明がありました。</p> <p>委員長より、規則案について、委員に意見を求めたところ、以下のよう な意見が出されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則第3条ですが、「中間的な機関」はサポートセンターだけとしていいのでしょうか。定義というよりは指定になっています。また、要綱のことを言っているだけなので、実質的な意味のない条項になっていま
-------------------------------------	---

す。

- ・サポートセンターに限定するのは、将来のことも考えるとおかしいと思います。
- ・規則で要綱を引用する件について、ルールの序列に関してなのですが、例えば国であれば、法律・政令・省令とあります。法律は国会で、政令は閣議で（＝内閣で）決めますが、法律に政令を引用することはできません。引用してしまうと、国会を通さなくてはならないはずの法律に内閣が手を加えられることになってしまうからです。一般論として、序列が上の規定に、下の規定を引用するのは避けた方がいいです。

条例施行規則において、「座間市民活動サポートセンター」の設置は、要綱で定められています。それより上位の規則で「座間市民活動サポートセンター」と記載するのは、好ましくありません。従って、「中間的な機関」を定義するのが自然だと考えます。その上で、具体的な中間的な機関の設置は、要綱で定めてはどうでしょうか。

- ・サポートセンター設置運営要綱の第2条の意味内容を、「サポートセンター」の記述をカットする形で規則の第2条に移せば問題ないですか。
- ・それと、中間支援機関になりたい組織があった場合、こういった手続きとなるのかも疑問です。
- ・実際にそういった活動を行っていれば、それでいいのではないのでしょうか。逆に言えば、手続きを経たところで何もしていないならば中間支援機関とは言えないのではないのでしょうか。
- ・分かりました。それと、設置に関する別案として、サポートセンターの設置と役割だけを要綱から規則に引き上げて謳ってもいいかもしれません。
- ・規則第3条を「条例第6条第4号に定める協働を促す中間的な機関として、座間市民活動サポートセンターを設置する」とするのはどうでしょうか。それと「機関の一つとして」とすればサポートセンターだけに限らなくなります。
- ・規則第2条2項はカットするということですか。
- ・そうです。第3条の見出しは「座間市民活動サポートセンター」のままでもいいと思います。
- ・条例に戻ってしまって申し訳ないですが、条例第9条1項と2項で「次に掲げる」が重複している点と、2項の各号列記は特に必要ない点が気になると思います。規則第5条でも同じことを書いていますので。各号列記の

細かいところを変更するために毎回議会を通すのは不便だと考えます。

- ・ 条例第9条2項をカットし、同条第1項の文言を調整しましょう。
- ・ 規則第4条3項の「報告会に準じた事業内容の公表の場」は市が設けるのですか。主語がないので曖昧です。「市」なのかもしれませんが、検討してみてください。
- ・ 前文ですが、前回会議で「その条例では主に手続きが定めてあります」を挿し込むという話になりましたが、反映されていません。
- ・ 前文の下から二行目の「進め」を「推進し」に変えるという議論もありました。
- ・ 事務局とメールでやりとりしましたが、前回会議において、条例第6条に「施策に計画的に取り組むものとする」といれるようにと発言しましたが、事務局の意見としては、具体的に述べなくても、主旨として入っているという解釈で理解しました。

ワーキンググループ委員より、ガイドブックに関する内容案について説明したい旨の提案がありました。

委員長はこれを受けて委員に意見を求め、全員で検討した。

ワーキンググループ委員はその内容を踏まえてガイドブックの作成を引き続き行うこととした。

委員長は、以上をもって本日の議事が終了した旨を述べ、閉会を宣しました。